

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

同業者団体の入会金

Q：当社は建築業を営む会社ですが、業界の動きや、各種の情報を提供してくれる同業者組合へ加入することにしました。加入の際に支払う入会金（50万円）の処理について教えてください。

A：繰延資産として、5年間で償却します。

【解説】

法人税法上の繰延資産は「資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用とさされない法人の支出する費用で、かつ、その支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの」とされています。

商法上の繰延資産とされる項目のほか、次に掲げる費用が該当します。

- ① 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
- ② 資産を賃貸し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用
- ③ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
- ④ 広告宣伝用資産を贈与したことにより生ずる費用
- ⑤ その他自己が便益を受けるために支出する費用

ご質問の同業者団体の加入金は「自己が便益を受けるために支出する費用」に該当し、5年間で償却することになります。

なお、その加入金が20万円未満であって、会社がその支出した年度に費用として一括計上している場合には、その処理も認められます。

